

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	地域医療提供体制の再構築		担当部局庁	医政局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	指導課医師確保等地域医療対策室 指導課在宅医療推進室 看護課 研究開発振興課医療技術情報推進室		石川直子 福原康之 岩澤和子 福原康之		
会計区分	一般会計		施策名	IV-1-1 地域の医療連携体制を構築する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「地域医療再生臨時特例交付金の運営について」(平成21年6月5日)、「地域医療再生計画について」(平成21年6月5日)、「平成21年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について」(平成21年6月5日)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域医療に基大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災3県が策定する医療の復興計画に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。 ①医療機関等の再整備 ・機能強化を行う病院と後方支援病院として機能する病院との機能分化 ・診療所の在宅当番医制への参加 ・在宅医療の連携拠点となる医療機関(在宅療養支援病院・診療所)の整備等による在宅医療の推進 ②医療機関相互の情報連携の基盤整備 ③医師、看護師等の人材の確保							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	72,000	72,000			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度				
	平成27年度を目途に、被災地における医療提供体制の再構築を図るものであることから定量的指標の設定は困難					被災地域ごとに、医療機関の機能分化、医療機能の集約・連携等により、医療提供体制の再構築を図るものであることから定量的指標の設定は困難		()
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				本事業の目的である医療サービスの提供を行う新たな体制の構築については、「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」においても示されているものである。 復興への提言…第2章(2)② 復興の基本方針…5(2)①(i)~(iii)				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				医療機能の復興に係る財政支援については、被災3県それぞれの知事から要望をいただいているところであり、医療機能の再構築といった事業内容からも優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				震災により被害を受けた医療機関の再建といった観点だけではなく、地域における医療提供体制を再構築するといった観点からも、将来的に効果がある事業である。 また、災害復旧費補助金は、現地での現状復帰を目的としているのに対し、地域医療再生基金は、医療機関の機能分化や医療機能の集約連携など、モデルとなる医療提供体制の構築も視野に入れていることから、他の補助金とは大きく性格が異なるものである。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				被災地における医療提供体制の復興を行うにあたり、震災前の場所、機能をそのまま復元させるより、医療機関の機能分化、医療機能の集約・連携を図ることにより、復興とともに全国のモデルケースとなる医療提供体制が築くことができ、非常に効率的である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				県が地域の医療関係者から意見を聴取するなど調整し、「医療の復興計画」を策定。 国は、県が「医療の復興計画」を策定する際に、計画が「復興の基本方針」に則したものとなっているか等、県からの相談に応じるなどして、計画に関与していく。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				被災3県において「医療の復興計画」を策定する段階で、他の事業との整合性等が精査され、計画的に実施される。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				被災3県が策定する医療の復興計画に基づき、県において緊急性の高い事業から速やかに実施されていくものと想定している。 また、県が実施する事業の進捗状況については、毎年度、国に対して実績報告をさせることを予定している。				